中小企業防災・減災投資促進税制のご案内

昨今、各地で発生する大規模地震等の自然災害により企業は甚大な被害を受けています。こうした大規模災害には、事前の防災・減災対策が有効といわれており、その重要性が改めて認識されています。こうした状況を踏まえ、事前の防災・減災対策としての設備投資に活用いただける優遇税制をご紹介します。

中小企業防災・減災投資促進税制は、経済産業大臣から「事業継続力強化計画」 の認定を受けた中小事業者が、認定日から同日以後1年を経過する日までに、同計 画に記載された税制対象設備を取得等のうえ、事業に使用した場合、特別償却の措 置を受けられる制度です。2023年度から、耐震装置が対象に追加されています。

中小企業防災・減災投資促進税制 申請までの流れ

事業継続力強化計画の作成



https://www.keizokuryoku.go.jp/



経済産業大臣の認定



対象設備の取得等



税務申告

事業継続力強化計画とは

中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目が盛り込まれた、 現在及び将来的に行う災害対策などを 記載するもの

- ▶ 問い合わせ窓口 各地の経済産業局 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#contact
 - ▶ 標準処理期間 約45日

事業継続力強化計画認定のメリット

- ・防災・減災設備導入に対する税制優遇 (中小企業防災・減災投資促進税制) ⇒ 詳細は裏面
- ・低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- ・認定事業者によるロゴマーク使用
- ・補助金の加点措置
- ・損害保険料の割引





中小企業防災·減災投資促進税制

対象企業	2025年3月31日までに事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小事業者
対象要件	上記 計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで に、計画に記載された対象設備の取得等し、事業の用に供した場合
効果	対象設備に18%の特別償却 (2025年4月1日以後に取得等の場合、16%) 適用

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害:全ての設備 感染症:サーモグラフィ装置 (これと同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。)、防水シヤッター(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

▶ 税制の詳細は「中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領」参照 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei



2023年度から対象となった耐震装置の事例

耐震装置

重要設備(データサーバーや生産設備等)の地震揺れによる転倒やズレを 防止するために、装置の仕組みにより設備を固定するもの

耐震ラック

データサーバー等を保管するラック

出典:日東工業㈱



耐震フレーム

電子機器等を固定するフレーム

出典:㈱昭電



耐震フロア

フリーアクセスフロアに耐震性能を持

たせる 出典:(株)昭電



変圧器用耐震装置

変圧器損傷による大規模停電を防ぐ

出典:特許機器㈱



耐震シェルター

災害時の避難シェルター

出典:ワールドネットインターナショナル(株)



耐震構造キャビネット

耐震機能を有したキャビネット

出典:㈱サカエ



耐震電気設備

耐震構造を強化した電気設備

出典:㈱明電舎



耐震薬品庫

耐震機能を有した薬品庫

出典:AXEL (アズワン)



耐震用固定金具

設備等を固定する金具

出典:㈱昭電



建物給水配管の耐震装置

建物導入部での配管損傷を防ぐ

出典:積水化学工業㈱



天井クレーンの耐震装置

天井クレーンの落下対策のため、本体に取付ける「クレーングリッパー」(左図) 走行レールの落下防止のために用いる「レールキーパー」(右図) 出典:㈱今井鉄工所





※上記製品等への本税制適用の可否や範囲は、設置目的、用途等により異なります。 本税制の申請にあたっては、事前に税理士又は最寄りの税務署にお問合せください。